

第94号議案

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月5日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例を制定する必要があるため提案する。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
 (長岡京市情報公開条例の一部改正)

第1条 長岡京市情報公開条例(平成11年長岡京市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 【略】</p> <p>第4章 雑則(第13条—<u>第17条</u>)</p> <p>附則 (審査会への諮問)</p> <p>第12条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、<u>長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例(平成11年長岡京市条例第19号)第1条に規定する長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 【略】 (諮問をした旨の通知)</p> <p>第12条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人(<u>行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。</u>)</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>第15条 【略】 (<u>審議会への諮問</u>)</p> <p>第16条 <u>実施機関は、情報公開制度の運用に関する重要事項について、長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会に関する条例(平成11年長岡京市条例第</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 【略】</p> <p>第4章 雑則(第13条—<u>第16条</u>)</p> <p>附則 (審査会への諮問)</p> <p>第12条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、<u>長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>2 【略】 (諮問をした旨の通知)</p> <p>第12条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>第15条 【略】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>20号) 第1条に規定する長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。</u></p> <p>第17条 【略 条の繰下げ】</p>	<p>第16条 【略】</p>

(長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例の一部改正)

第2条 長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例(平成11年長岡京市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 長岡京市情報公開条例(平成11年長岡京市条例第17号)第12条第1項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項の規定において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査するため、長岡京市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第5条 審査会は、審査を行うために必要があると認めるときは、実施機関(長岡京市情報公開条例第2条第1号に規定する機関又は長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長岡京市条例第 号)第2条第2項に規定する機関をいう。)であって審査会に諮問をしたもの(以下「諮問実施機関」という。)に対し、当該諮問実施機関が非公開又は不開示と決定した情報の提出を求めることができる。</p> <p>【削る】</p> <p>2 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問実施機関に対し、意見書</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 長岡京市情報公開条例(平成11年長岡京市条例第17号)第12条第1項及び長岡京市個人情報保護条例(平成11年長岡京市条例第18号)第21条第1項の規定による諮問に応じて審査するため、長岡京市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(資料の提出)</p> <p>第5条 審査会は、審査を行うために必要があると認めるときは、実施機関(長岡京市情報公開条例第2条第1号に規定する機関又は長岡京市個人情報保護条例第2条第4号に規定する機関をいう。)が非公開又は不開示と決定した情報の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により提出された情報を会議で審査するときは、当該会議は非公開とする。</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>第6条 【略】</p> <p><u>(審査会等の非公開)</u></p> <p>第6条の2 <u>審査会の会議は、公開しない。</u> <u>ただし、審査会が、その必要がないと認</u> <u>めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>第6条 【略】</p> <p>【加える】</p>

(長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会に関する条例の一部改正)

第3条 長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会に関する条例（平成11年長岡京市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>審議会の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>情報公開制度の運用に関する重要事項</u> <u>に関する機関に対して意見を述べること。</u></p> <p>(2) <u>個人情報保護制度の運用に関する重要</u> <u>事項に関する機関に対して意見を</u> <u>述べること。</u></p> <p>(3) <u>長岡京市情報公開条例（平成11年</u> <u>長岡京市条例第17号）第16条の規</u> <u>定による諮問に応じ答申すること。</u></p> <p>(4) <u>長岡京市個人情報の保護に関する法</u> <u>律施行条例（令和4年長岡京市条例</u> <u>第 号）第8条の規定による諮問に応</u> <u>じ答申すること。</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>審議会は、情報公開制度及び個人</u> <u>情報保護制度の運用に関する重要事項に</u> <u>ついて、当該事項に関する機関の諮問</u> <u>に応じて答申し、又は当該事項に関係す</u> <u>る機関に対して意見を述べることができ</u> <u>る。</u></p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p>

(長岡京市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第4条 長岡京市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年長岡京市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(個人情報の保護)	(個人情報の保護)

改正後	改正前
<p>第12条 指定管理者は、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>に基づき、公の施設の管理を通じて取得した個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第12条 指定管理者は、<u>長岡京市個人情報保護条例(平成11年長岡京市条例第18号)</u>に基づき、公の施設の管理を通じて取得した個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>

(誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例の一部改正)

第5条 誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例(平成29年長岡京市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(相談等)</p> <p>第18条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1項の相談を受けた市又は障がい者相談員は、京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例(平成26年京都府条例第20号。以下「京都府条例」という。)第9条に規定する特定相談(次項において「特定相談」という。)に該当し、かつ、相談の関係者が市外に存在する等の事情により、自ら解決することが困難と認められる場合は、京都府条例第11条に規定する広域専門相談員に必要な情報提供を行うものとする。</p> <p>4 【略】</p>	<p>(相談等)</p> <p>第18条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第1項の相談を受けた市又は障がい者相談員は、京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例(平成26年京都府条例第20号。以下「京都府条例」という。)第9条に規定する特定相談(次項において「特定相談」という。)に該当し、かつ、相談の関係者が市外に存在する等の事情により、自ら解決することが困難と認められる場合で、<u>長岡京市個人情報保護条例(平成11年長岡京市条例第18号)第9条第1項各号のいずれかに該当するときは</u>、京都府条例第11条に規定する広域専門相談員に必要な情報提供を行うものとする。</p> <p>4 【略】</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。